⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす２社の組み合わせとする。

ａ　四国地方整備局における平成25・26年度一般競争参加資格のうち、「一般土木工事」の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、四国地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

ｂ　四国地方整備局における一般土木工事に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が1,200点以上であること（上記ａの再認定を受けた者にあっては、当該認定の際に、経営事項評価点数が1,200点以上であること。）。

ｃ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記ａの再認定を受けた者を除く。）でないこと。

ｄ　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行う日までの期間に、四国地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年３月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

ｅ　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずる者として国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体のすべての構成員は、次の要件を満たすものとする。

ａ　平成10年度以降に元請けとして、以下に示す工事（以下、「同種工事」という。）の施工実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。

◆次の㋐から㋒の要件を同時に満たす、中間部に明かり部を有しない連続する１本のトンネル工事。

㋐　ＮＡＴＭ工法によるもので標準部の覆工後の内空断面積が50㎡以上であること。

㋑　トンネルの延長が1400m以上であること。

㋒　最小土被り厚が20m未満（坑口部を除く。（坑口部とは「道路トンネル技術基準（構造編）・同解説」（H15.11）の６－１＿坑口部の設計（参照）とする。））であること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ｂ　建設業法（昭和24年法律第100号）の土木一式工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上あること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であってもこれを同等として取り扱う。

ｃ　建設業法の土木一式工事業に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を当該工事に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　特定建設工事共同企業体のすべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であること。

⑷　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であること。

⑸　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

７　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

６⑴ａの認定（６⑴ａの再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も４及び５により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、６⑴ａの認定を受けていない構成員が６⑴ａの認定を受けることが必要である。また、この場合において、当該工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。なお、この場合においては、６⑴ａの認定を受けていない構成員が当該工事に係る開札の時までに６⑴ａの認定又は６⑴ａの一般競争参加資格がないとの認定（６⑴ａの四国地方整備局長が別に定める手続における一般競争参加資格がないとの認定を含む。）を受けていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないと認定する。

８　資格審査結果の通知

「一般競争参加資格認定通知書」により通知する。

９　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から当該工事の完成する日までとする。ただし、当該工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、当該工事に係る契約が締結される日までとする。

10　その他

⑴　特定建設工事共同企業体の名称は、「平成25―28年度　西山トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格認定を受け、かつ、当該工事の「入札公示（建設工事）」に示すところにより入札参加者の指名を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

国分⑵庁舎Ｂ新設建築工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設共同企業体としての資格」という。）を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成25年10月29日

支出負担行為担当官

熊本防衛支局長　飯田　恭久

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　43

１　工事名　国分⑵庁舎Ｂ新設建築工事

２　工事場所　鹿児島県霧島市

３　工事概要

本工事は、以下の工事を行うものである。

・庁舎Ｂ新設（鉄筋コンクリート造３階建て延べ面積約8,000㎡）

４　工期　平成28年３月31日まで

５　競争参加資格審査申請書の交付

⑴　交付期間：平成25年10月29日から平成26年１月20日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。）を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　交付場所：〒862―0901 熊本県熊本市東区東町１－１―11　熊本防衛支局総務課契約審査係　電話096－368－2174　ＦＡＸ096－368―0512

⑶　その他：特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

⑴　提出期間：平成25年10月29日から同年11月18日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所：上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法：申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。）若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。）により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの。）又は経営規模等評価結果通知書で平成25・26年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体協定書の写し

ウ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事）」（平成25年10月29日付支出負担行為担当官熊本防衛支局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。）

⑷　その他：申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

申請書は、平成25年11月19日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。）随時、受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争（指名競争）参加資格の級別の格付けを受け、熊本防衛支局に競争参加を希望している者であること（会社更生法（平